介護老人福祉施設「千歳敬心苑」入居契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「入居者」といいます）とその家族および後見人（以下「代理人」といいます）と特別養護老人ホーム千歳敬心苑（以下「事業者」といいます）は、事業者が入居者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて次のとおり契約します。

第１条（契約の目的）

事業者は入居者に対し、介護保険法令及び厚生労働大臣告示の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、入居者は事業者に対しそのサービスに対する料金を【契約書別紙】のとおり支払うこととします。

第２条（契約期間）

１　この契約の期間は、令和＿＿年＿＿月＿＿日から入居者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

２　契約満了日の 30 日前までに、入居者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合かつ入居者が要介護認定の更新で要介護者（要介護 1～要介護５）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

第３条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

① 入居者について解決すべき課題を把握し、入居者および代理人の意向を踏まえた上で介護老人福祉施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成します。

② 施設サービス計画の原案の内容については、入居者および代理人に説明し同意を得ます。

③ ①および②をふまえて施設サービス計画を作成し、遅滞なく入居者および代理人に交付します。

④ 施設サービス計画の作成および変更に際しては、その内容を入居者および代理人に説明し同意を得ます。

第４条（介護老人福祉施設サービスの内容）

１　事業者は、施設サービス計画に沿って、入居者に対し居室、食事、介護サービスその他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、入居者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

２　入居者が利用できるサービス種類は【千歳敬心苑重要事項説明書】のとおりです。事業者は【千歳敬心苑重要事項説明書】に定めた内容について、入居者および代理人に説明します。

３　事業者は、サービス提供にあたり、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやＹ字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を４本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない場合は、所定の手続きを経て入居者または代理人へ説明し同意を得た上で実施します。

第5条（要介護認定の申請に係る援助）

1　事業者は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。

2　事業者は、入居者が希望する場合は要介護認定の申請を代行します。

第6条（サービス提供の記録）

1　事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後２年間保管します。

2　入居者は、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。

3　入居者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を有償にて受けることができます。

第7条（料金）

1　入居者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2　事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月 15 日までに入居者および代理人に通知します。

3　入居者および代理人は、当月料金の合計額を翌月末日までに銀行口座引き落とし、または現金にて支払います。

4　事業者は、入居者から料金の支払いを受けたときは、入居者および代理人に対し領収証を発行します。

5　【契約書別紙】について、介護保険制度の改正により介護給付費体系の変更等があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第8条（契約の終了）

1　入居者および代理人は、事業者に対して（30 日間の予告期間をおいて）文書で通告することにより、この契約を解約することができます。

2　次の事由に該当した場合、事業者は入居者および代理人に対して、30 日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

①入居者のサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日間以内に支払われない場合

②入居者が病院または診療所に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後 3 ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合

③入居者が、事業者やサービス従事者または他の入居者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

④やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

3　入居者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

4　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①入居者が他の介護保険施設に入所した場合

②入居者が死亡した場合

第9条（退居時の援助）

事業者は、契約が終了し入居者が退居する際には、入居者および代理人の希望ならびに入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

第10条（秘密保持）

1　事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た入居

者および代理人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2　事業者は、入居者および代理人から同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、入居者および代理人の個人情報を提供しません。

3　事業者は、別に定める個人情報保護に関する基本方針等に基づき個人情報の安全性の確保に努めます。

第 11 条（賠償責任）

1　事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、入居者および代理人に対してその損害を賠償します。ただし、その損害について、入居者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、または千歳敬心苑の職員の正当な業務上の指示に反する行為が認められた場合は、その状況を考慮してその賠償額を減額又は免除することができるものとします。

2　入居者は、当施設において故意又は過失、もしくはこの契約上の義務や千歳敬心苑の職員の正当な業務上の指示に反して、千歳敬心苑の職員または他の入居者等に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。尚、その場合、前項の但し書きを準用します。

3　事業者および入居者は、前 2 項の損害賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。

第 12 条（連絡義務）

事業者は、入居者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡する等必要な処置を行います。

第 13 条（相談・苦情対応）

事業者は、入居者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速に対応します。

第 14 条（本契約に定めのない事項）

1　入居者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を締結します。

2　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 15 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入居者および事業者は、施設の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書２通作成し入居者、代理人および事業者が署名押印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

【契約締結日】　令和＿＿年＿＿月＿＿日

【契約者】

事業者
＜事業者番号＞　1371200666　東京都

＜事業者名＞　特別養護老人ホーム　千歳敬心苑

＜住所＞　〒157-0065　東京都世田谷区給田５丁目９番地５号

＜代表者＞　施設長　山口　晃弘　印

入居者
＜住所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人
＜住所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印